

改正概要

現 行	改 正	備考
<p>県土マネジメント部委託業務等成績評定要領</p> <p>(評定の対象)</p> <p>第2 この要領において評定の対象となる委託業務等(以下、「委託業務等」という。)は次の各号に掲げる業務をいう。</p> <p>一 測量業務共通仕様書(平成22年4月1日技第10号)(以下、「測量共通仕様書」に定める測量業務</p> <p>二 地質・土質調査業務共通仕様書(平成22年4月1日技第10号)(以下、「地質共通仕様書」という。)に定める地質調査業務、及び別に定める基準に従い定められる単純調査業務(以下、「単純調査業務」という。)</p> <p>三 土木設計業務等共通仕様書(平成22年4月1日技第10号)(以下、「土木設計共通仕様書」という。)に定める調査業務及び計画業務</p> <p>五 <u>工事管理・品質検査業務、設計積算資料整理業務、調査設計資料整理業務</u>共通仕様書(平成22年4月1日技第10号)に定める<u>工事管理業務及び設計積算資料整理業務</u></p> <p>(評定者)</p> <p>第3 委託業務等の評価者(以下「評価者」という。)は、「<u>県土マネジメント部</u>測量・調査<u>等業務</u>検査要領」及び「土木設計業務等委託検査要領」に定める検査員、総括監督(調査)員及び主任監督(調査)員をいう。</p> <p>(評定の時期)</p> <p>第5 検査員は完了検査を実施したとき、調査(監督)職員は委託業務等が完了したとき、それぞれ評定するものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成23年5月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成24年8月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成29年9月1日から施行する。</p>	<p>県土マネジメント部委託業務等成績評定要領</p> <p>(評定の対象)</p> <p>第2 この要領において評定の対象となる委託業務等(以下、「委託業務等」という。)は次の各号に掲げる業務をいう。</p> <p>一 測量業務共通仕様書(令和2年10月1日技第142号)(以下、「測量共通仕様書」に定める測量業務</p> <p>二 地質・土質調査業務共通仕様書(令和2年10月1日技第142号)(以下、「地質共通仕様書」という。)に定める地質調査業務、及び別に定める基準に従い定められる単純調査業務(以下、「単純調査業務」という。)</p> <p>三 土木設計業務等共通仕様書(令和2年10月1日技第142号)(以下、「土木設計共通仕様書」という。)に定める調査業務及び計画業務<u>並びに用地調査等業務共通仕様書等に定める用地関係業務</u></p> <p>五 <u>現場技術業務等</u>共通仕様書(令和2年10月1日技第142号)に定める<u>調査設計資料整理業務、設計積算に関する現場技術業務並びに監督に関する現場技術業務</u></p> <p>(評定者)</p> <p>第3 委託業務等の評価者(以下「評価者」という。)は、「測量・調査<u>業務等</u>検査要領」及び「土木設計業務等委託検査要領」に定める検査<u>職員</u>、総括監督(調査)員及び主任監督(調査)員をいう。</p> <p>(評定の時期)</p> <p>第5 検査<u>職員</u>は完了検査を実施したとき、調査(監督)職員は委託業務等が完了したとき、それぞれ評定するものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成23年5月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成24年8月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成29年9月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要領は、令和5年8月1日から施行する。</u></p>	<p>備考</p> <p>附則の改正</p>